



保医発0924第1号
平成22年9月24日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成22年厚生労働省告示第350号及び第351号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬6品目、注射薬17品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,834	4,109	2,788	36	15,767

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) エポジン皮下注シリンジ24000
 - ① 本薬剤の効能・効果は、「貯血量が800mL以上で1週間以上の貯血期間を予定

する手術施行患者の自己血貯血」であること。

② 請求上の取扱い

診療報酬明細書の摘要欄には、貯血量、本製剤を投与する前の患者の体重及びHb濃度を記載すること。

(2) エンブレル皮下注50mgシリンジ1.0mL

① 本製剤の使用上の注意において、「過去の治療において、非ステロイド性抗炎症剤及び他のリウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

② 本製剤はエタネルセプト製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(3) ゴナールエフ皮下注ペン300

① 本製剤は、低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(4) ジェノトロピンゴークイック注用5.3mg、同注用12mg

① 本製剤は、ヒト成長ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(5) ノルディトロピン フレックスプロ注5mg、同注10mg、同注15mg

① 本製剤は、ヒト成長ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

3 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品(内用薬1品目及び注射薬6品目)について、掲示事項等告示の別表第6に収載することにより、平成23年7月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第6に収載されている全医薬品の品目数は、次

のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1	6	0	0	7

(参 考 1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
1	内用薬 ㊦ オキノーム散2.5mg	オキシコドン塩酸塩水和物	2.5mg 1 包	65.20	
2	内用薬 ㊦ オキノーム散 5mg	オキシコドン塩酸塩水和物	5mg 1 包	130.40	
3	内用薬 ㊦ オキノーム散10mg	オキシコドン塩酸塩水和物	10mg 1 包	260.80	
4	内用薬 トピナ錠25mg	トピラマート	25mg 1 錠	62.90	
5	内用薬 パキシル錠 5mg	パロキセチン塩酸塩水和物	5mg 1 錠	65.50	
6	内用薬 ミカルディス錠80mg	テルミサルタン	80mg 1 錠	213.60	
7	注射薬 エポジン皮下注アンプル9000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1 管	14,030	
8	注射薬 エポジン皮下注アンプル12000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位 0.5mL 1 管	16,109	
9	注射薬 エポジン皮下注シリンジ9000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1 筒	12,848	
10	注射薬 エポジン皮下注シリンジ12000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位 0.5mL 1 筒	15,932	
11	注射薬 エポジン皮下注シリンジ24000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	24,000国際単位 0.5mL 1 筒	25,777	
12	注射薬 エンブレル皮下注50mgシリンジ1.0mL	エタネルセプト (遺伝子組換え)	50mg 1 mL 1 筒	30,206	
13	注射薬 ゴナールエフ皮下注ペン300	ホリトロピン アルファ (遺伝子組換え)	300国際単位0.5mL 1 筒	20,180	
14	注射薬 ジェノトロピンゴークイック注用5.3mg	ソマトロピン (遺伝子組換え)	5.33mg 1 キット	44,559	

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
15	注射薬 ジェノトロピンゴークイック注用12mg	ソマトロピン(遺伝子組換え)	12mg 1キット	110,185	
16	注射薬 ノルデイトロピン フレックスプロ注5mg	ソマトロピン(遺伝子組換え)	5mg 1キット	52,949	
17	注射薬 ノルデイトロピン フレックスプロ注10mg	ソマトロピン(遺伝子組換え)	10mg 1キット	103,013	
18	注射薬 ノルデイトロピン フレックスプロ注15mg	ソマトロピン(遺伝子組換え)	15mg 1キット	152,642	
19	注射薬 パズクロス点滴静注液300mg	パズフロキサシンメシル酸塩	300mg100mL 1キット	1,368	
20	注射薬 パズクロス点滴静注液500mg	パズフロキサシンメシル酸塩	500mg100mL 1キット	1,838	
21	注射薬 ビカネイト輸液	重炭酸リンゲル液	500mL 1袋	254	
22	注射薬 ビカネイト輸液	重炭酸リンゲル液	1L 1袋	491	
23	注射薬 ラモセトロン塩酸塩静注液0.3mgシリンジ「サンド」	ラモセトロン塩酸塩	0.3mg 2mL 1筒	4,244	○
24	外用薬 アズマネックスツイストヘラー200 μ g60吸入	モメタゾンフランカルボン酸エステル	12mg 1キット(200 μ g)	3,291.80	
25	外用薬 ロキソニンゲル1%	ロキソプロフェンナトリウム	1% 1g	6.80	

(参 考 2)

掲示事項等告示

別表第6 (平成23年6月30日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬 ㊦ オキノーム散0.5%	オキシコドン塩酸塩	0.5% 1 g
2	注射薬 エポジン注アンプル9000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1 管
3	注射薬 エポジン注アンプル12000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位0.5mL 1 管
4	注射薬 エポジン注シリンジ9000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1 筒
5	注射薬 エポジン注シリンジ12000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位0.5mL 1 筒
6	注射薬 パズクロス注300	パズフロキサシンメシル酸塩	300mg100mL 1 キット
7	注射薬 パズクロス注500	パズフロキサシンメシル酸塩	500mg100mL 1 キット